

令和7年度第1回越谷市文化財調査委員会会議録

- 1 開催日 令和7年5月16日（金）
- 2 会 場 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
- 3 開閉会 開会 午後1時30分
閉会 午後3時30分
- 4 出席委員 7名
板垣 時夫委員、加藤 幸一委員、高崎 光司委員、橋本 雄一郎委員、
秦野 秀明委員、林 貴史委員、矢口 孝悦委員
- 5 事務局出席者
小泉教育総務部長、川澄教育総務部副参事(兼)生涯学習課長、北郷副課長、
橋本主幹、菟原主幹、栗原主査、津村主任、村田主事
- 6 傍聴者 傍聴申請なし

会 議 次 第
1 開会
2 あいさつ
3 協議事項 (1) 文化財指定について
4 その他
5 閉 会

【会議内容】

- 1 開会 北郷副課長（司会）
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 文化財指定について
 - ①答申書（案）について
 - 委員長 事務局に説明を求める。
 - 事務局 資料に基づき説明。指定調書の中で和暦のみで記載している部分については西暦を併記する予定のため、そのように読み替えていただきたい。
 - 委員長 委員に答申について質疑・意見等を求める。
 - 委 員 意見なし
 - 委員長 指定候補1『青い目の人形（付 パスポート他）』について質疑・意見等を求める。
 - 委 員 所見の「日本行の鉄道の片道切符」の部分について、「日本行き」と送り仮名を付けるべきではないか。また「バルベラ・ベルチューからの手紙」について「バルベラ・ベルチュー氏からの手紙」というように敬称を付けるべきではないか。
 - 委員長 送り仮名と敬称について修正をしていただきたい。
追加の質疑・意見等を求める。

- 委 員 シドニーギュリックは人名か。
- 事務局 そうである。
- 委 員 シドニーギュリック、マーサヒース、バルベラ・ベルチャーはいずれも人名だが、“・”が入るか否か統一しないのか。
- 事務局 シドニーギュリックについては人名のため“・”が入る。マーサヒースについては人形の名前のため、“・”は入らないと思ったが、マーサ・ヒースが正しい表記か。
- 委員長 マーサヒースに“・”が入るかどうかについては、青い目の人形について記載のある文献等を見直して、表記を合わせていただきたい。
- 追加の質疑・意見等を求める。
- 委 員 シドニーギュリックには敬称を付けるべきだが、渋沢栄一には敬称は必要か。他国への敬意を表すためにはアメリカの方については敬称を付けるべきだと考える。
- 委 員 歴史の教科書には敬称が載っていないように、歴史的事項を説明するにあたり、敬称は不要だと思う。
- 委 員 シドニーギュリックは一民間人のため、歴史上の人物と同様の扱いはできないのではないか。
- 委 員 シドニーギュリックは移民問題やキリスト教の布教に関しては名の知れた人物で、日本では大学の先生などをされていた。バルベラ・ベルチャーに関しては日曜学校において宗教的な肩書があったかどうか分からないためどんな敬称を付けるかが難しい。今後も指定調書に人名を記載する機会があることを考えると、統一して敬称を付けない方が円滑に進むのではないか。
- 事務局 バルベラ・ベルチャーは子どもの名前である。アメリカから人形が送られてきた当時の日曜学校の生徒であり、宗教的な肩書がある人物ではないため、敬称を付けるとすれば、「氏」か。
- 委 員 子どもで女兒ならば「氏」は合わないのではないか。付けるのであれば「嬢」などが考えられるが、人物の立場などにより都度敬称を変えるのは、今後のことを考えると難しいのではないか。
- 委員長 敬称を付ける場合、人物に相応しい敬称を検討する必要があるが、その人物の肩書や立場が正確に把握できるとは限らない。歴史的な事項の説明であれば敬称は付けなくてよいのではないか。
- 委 員 鍵括弧付きで英語表記とすれば敬称の要否を考える必要がないのではないか。英語表記した上で、カタカナで読み方を記載してはどうか。
- 委 員 読み方は難しい。今回カタカナで表記されている方も読み方が完全に正しいとは限らない。シドニーギュリックは日本でも有名な方なのでカタカナ表記が他の文献等にも出ているが、日本であまり知られていない人物は原文のままの方が調書としてよいかもしれない。
- 委員長 名前については文献などで広く用いられている表記に統一することによってよい。
- 委 員 一同同意
- 委員長 追加の質疑・意見等を求める。
- 委 員 先ほど話題に上がった切符の「行き」について、古い切符は「ゆき」と「行」の両方の表記があり、どちらも正しいものではあるが、青い目の人形の切符の表記はどうなっているのか。

- 事務局 アメリカで用意した切符であるため、英語表記である。切符現物には「to Tokyo, Japan」と書いてある。所見においては、説明文であるため、「日本行き」と表記する。
- 委員長 それでは人名の表記は一部修正することとし、指定候補1『青い目の人形(付 パスポート他)』についての協議は以上でよろしいか。
- 委員 一同同意
- 委員長 指定候補2『越ヶ谷小学校校務日誌』について質疑・意見等を求める。
- 委員 所見の「荻島飛行場」について、この名称は俗称であり、正式名称は越谷飛行場である。
- 事務局 飛行場の表記については校務日誌に書かれている名称を使用している。
- 委員長 これまでの会議において、校務日誌に書かれている名称で表記するという話になったものである。
- 委員 所見には「荻島飛行場(旧荻島村)」と記載されているが、飛行場は荻島村と新和村の境界にあった。併記しなくてよいのか。
- 委員長 新和村は岩槻の地名である。今回は越谷の小学校の校務日誌に記載された事項の補足であるため、あえて並記する必要はないと感じるが、委員の意見を求める。
- 委員 校務日誌を書いた人は「荻島飛行場」という言葉を荻島村にある荻島飛行場という意味で記載した訳ではないと思う。荻島村と新和村の境界にある飛行場を荻島飛行場と呼んだだけである。
- 委員 複数地域の境界上に存在するものは様々ある。例えばしらこぼと水上公園が越谷か岩槻かは、人によって認識が異なる。論文ではないため、越谷から見て荻島飛行場は荻島村と認識されていた、でよいのではないか。今後論文として報告する機会があれば、また違う視点が必要になると思うが。
- 委員 これは指定調書なので、論文ではないが、正確な情報提供をするべきものではないか。
- 委員 あくまでも校務日誌に対する正確性が必要なのであって、分析の正確性まで求めないのではないか。
- 委員 飛行場が両方の村にまたがっていたのは間違いない。指定調書の性質を考慮し、事務局で判断するのはどうか。
- 委員 岩槻市史には、両方の村にまたがっている飛行場であると書かれている。
- 事務局 岩槻市史にはどのように表記されているのか。
- 委員 本文中に「新和村と荻島村にまたがる新和飛行場」と書かれている。
- 事務局 岩槻市史は、本文中の説明であるため、飛行場の場所をそのように記載していると思われる。指定調書では、校務日誌に記載された事項を説明するにあたり、日誌内に出てくる文言の補足として記載している。
- 委員長 あくまでも校務日誌に対する所見である。越谷の小学校の校務日誌であるため、荻島村でよいのではないか。
- 委員 「荻島飛行場」という名称の表記について提案である。“※”を付けて、正式名称は越谷飛行場であり、呼び名が複数ある旨の説明を入れてはどうか。
- 事務局 越谷飛行場が正式な名称なのか。

- 委 員 正式名称は陸軍越谷飛行場である。
- 事務局 正式名称が確認できる資料があるのか。
- 委 員 公文書ではないが、戦記物の書籍に記載がある。
- 委 員 越谷市内に残されている戦時中の資料の写しを取らせていただいたものを持っているが、そこには越谷飛行場と記載されていた。
- 委員長 越ヶ谷小学校校務日誌を指定するにあたって、その補足の中の補足に対して注を付ける必要があるのか。あくまでも日誌に書かれていることの事例を挙げているのであって、細かく補足し過ぎると本筋がわからなくなってしまう。
- 委 員 別件で質問である。所見の「熊沢工場（熊澤機械株式会社）」は、当時あった会社の名称か。
- 委 員 そうである。この会社に関する当時の資料を確認している。
- 委 員 この会社の今の名称は。
- 委 員 この会社は今は存在しない。
- 委 員 校務日誌は公文書ではあるが、便宜上通称を記載していることが多いと思う。
- 事務局 確かに校務日誌には「熊澤」と書かれている場合もあり、日によって会社名の表記が異なっているが、「熊澤工場」と記載されている箇所があったため、指定調書ではこの表記としている。「徳村軍帽」についても同様である。
- 委 員 「徳村軍帽」という会社は今もあるのか。
- 委 員 徳村軍帽も熊澤工場も当時の場所は分かっているが、今は存在しない。
- 事務局 飛行場や会社名の表記については、校務日誌に記載されているとおりの表記とさせていただきたい。
- 委員長 飛行場や会社名の表記は変更しないこととして進める。
- 追加の質疑・意見等を求める。
- 委 員 所見の最後から3行目と2行目に「かつ」が2回出てきてくどいため、最初の「かつ」については省略したほうが読みやすいのではないか。
- 委員長 最初の「かつ」を取るということでよろしいか。
- 委 員 一同同意
- 委員長 追加の質疑・意見等を求める。
- 委 員 別紙1の規格を示した表に、「印刷」という項目がある。用紙がどのように印刷されていたかということだと思うが、項目名が「印刷」では分かりにくいのではないか。
- 委 員 使用されている紙の様式を示す意味で「用箋」という言い方もある。
- 委員長 「用箋」だと一般の方は分からないのではないか。
- 委 員 「書式」や、少し長いが「書式作成方法」という言い方もある。
- 事務局 わかりやすい表記ということであれば「印刷方法」はいいかがか。
- 委 員 「印刷方法」だと日誌に書かれた内容が印刷されていると勘違いされるのではないか。ほかにあるとすれば「用紙」か。
- 委 員 「用紙」がよいのではないか。
- 事務局 「用紙」と変更してよろしいか。
- 委 員 一同同意
- 委 員 用紙の罫線の色が分かれば記載した方がよいと思う。
- 事務局 罫線の色を追記する。

- 委 員 用紙の印刷方法として「手書きガリ版」とあるが、ガリ版は全て手書きだと思うので、「手書きガリ版」という表現に違和感を覚える。「手書き」の部分は不要ではないか。
- 委員長 事務局の意見を求める。
- 事務局 おっしゃる通りである。
- 委 員 ガリ版よりもう少し広い意味の「孔版印刷」という言い方もある。穴が開いた版で刷る印刷方法の一種である。
- 委員長 どなたにでもわかりやすい表記とした方がよく、難しい表記に変えたり、細かい部分を変更したりする必要はないと思う。過去の会議の中ですでに検討済みの部分になるため、次に進ませていただきたい。
- 指定候補3『瓦曾根溜井防水記念碑』について質疑・意見等を求める。
- 委 員 委員からご指摘いただいたのだが、碑文に記載のある大相模の模の字は、木偏ではなく手偏であった。確認したところ、戦国時代の資料でも題名が手偏の表記となっている。
- 委 員 現在でも高齢の方などは手偏の表記を使用しており、大相模にある大聖寺に残された資料（武州大相模不動明王瑞像記）も手偏の表記となっている。昔から手偏の表記が使用されていたと考えられる。
- 事務局 今後、碑文を文字起こしする際には原文のとおり手偏で表記する必要があると思うが、所見の記念碑を説明する文章においては、現在地名として一般的に使われている木偏の表記のままとしたい。
- 委員長 説明文中の地名であるため、一般的に使われている「大相模」の表記とすることによろしいか。
- 委 員 一同同意
- 委 員 人名はどうか。エ門のエは碑文に記載された表記のままか。
- 事務局 碑文上は「エ」が使われているが、正確な人名は異なる可能性がある。
- 委 員 「エ」は略字であるが、仮に戸籍を調べても略字が使われていることがあり、正確な人名表記を確認するのは難しい。そのため、原文のままの表記とするか、現在一般的に使われている「衛」に統一するかなど、編集方針を決めるしかない。原文のまま表記する場合、「エ」とカタカナの「エ」の区別がつかないため、どこまで忠実に表記するのかが問題である。
- 委 員 碑文では「衛」と「エ」と「エ」の3種類が混在しているが、所見上の記念碑の説明文であるため、統一することとして納得した。
- 委員長 今後金石資料集等を作成し翻刻を掲載する際には原文の表記を大切にすることがあるが、所見における地名・人名については、指定調書（案）のと通りの表記とすることでご了承いただきたい。
- 追加の質疑・意見等を求める。
- 委 員 人名について、令和6年度第4回会議の資料では田中半左エ門となっていた人名が、三郎左エ門と修正されているのはなぜか。
- 委 員 田中三郎左エ門が潮止村の人物であることが、八潮市史か草加市史に記載されているのを確認した。また碑文の文字をデジタルカメラで撮影し拡大してみたところ、三郎左エ門であった。
- 委員長 追加の質疑・意見等を求める。
- 委 員 所見9行目の「圀元」について、この表記が正しいのか。
- 委 員 通常は「元圀」だと思うが、碑文に「圀元」と書いてあるならば

- 仕方ないと思う。
- 事務局 あらためて確認して修正する。
- 委員長 再確認と修正をお願いしたい。
追加の質疑・意見等を求める。
- 委員 意見なし
- 委員長 指定候補3『瓦曾根溜井防水記念碑』については以上でよろしいか。
- 委員 一同同意
- 委員長 指定候補4『旧東方村中村家住宅（付 中村家系譜）』について、他の指定候補4件に比べ協議の時間が短かったこともあり、令和6年度第4回会議で提示された指定調書（案）から修正となった箇所が多くなっている。系譜単独での指定として諮問されたが、すでに文化財指定されている建造物の^{つけたり}付指定とする方向で協議を進めてきた経緯がある。これまでの論点も含め、古文書を専門とする委員に説明を求める。
- 委員 調書作成の前提として、「旧東方村中村家住宅」が越谷市指定有形文化財・建造物に指定されており、その指定の根拠を補う資料として、系譜を^{つけたり}付指定とするものである。
- そのため、名称については、「旧東方村中村家住宅」の指定名称との整合性を考え、後ろに括弧書きで^{つけたり}（付 中村家系譜）とした。
- 員数については、中村家に残されている系譜は3巻あるが、昭和に作成された1巻は今回指定対象としないため、2巻としている。
- 年代については、令和6年度第4回会議で示された指定調書（案）では「嘉永4年」となっていたが、天保3年に11世の興治が作成したものを、その後嘉永4年正月に12世の義徳が再訂しているものであると考えられるため、「天保3年」とした。もう1巻については「明治後期」となっていたが、詳しい年代は不明であるため、明治期とした。
- 所見の赤字部分については、事務局が案を作成し、私が整理したものである。まず旧東方村中村家住宅が文化財指定されていることを述べ、中村家系譜を付指定とすることの理由として、系譜には住宅の建築年代の記述があること、また、越谷市史編さん時の調査において建築年代が確認できるものの中では旧東方村中村家住宅が市内最古であると判断された旨を記載した。その後は系譜についての検討結果である。1巻は天保3年に原調され嘉永4年に再訂されたものであること、筆致等から、興治が作成したものに義徳が訂正・加筆したものだと考えられる旨を記載した。もう1巻については、細かく見ていくと明治期の人が色々と調べて書き直した内容となっているが、いずれも旧東方村中村家住宅の建築年代がわかるという点に大きな違いはないため、後代の来歴を新たに加えたものであると簡単に説明した。その後の部分については系譜の内容について記載したが、あまり細かく記載すると系譜の真偽についての問題が出てくるため、あくまでも住宅の建築年代の記述に比重を置いている。説明は以上である。
- 委員長 年代について確認である。例えば古文書に天保の記述があって、さらに嘉永の記述があった場合、年代は嘉永となると認識しているが、今回の場合の考え方を再確認したい。

- 委員 中村家系譜の場合は、天保に書かれたものが元であり、そこに加筆修正したのが嘉永であるため、作成年代は天保となる。
- 委員長 質疑・意見等を求める。
- 委員 所見4行目の「原調」とはどのような意味か。
- 委員 元を調べ、まとめたという意味である。
- 委員 よく使われる言葉か。
- 委員 よく使われる言葉ではないと思う。
- 委員長 できれば元を調べるなど平易な表現とした方が誰にでも伝わりやすくなるのではないか。
- 委員 「原調」は系譜原文の表現をそのまま使用しており、変えてしまうとニュアンスが伝わりにくいため、文書で残す上では原文どおりとしたい。「再訂」についても同様で、字の誤りだけでなく、文章を直すといった意味も含まれている言葉なので、細かいニュアンスを伝えるために原文の言葉を使用したい。「筆致等から推察するに…」の部分については、所見作成者の考えを述べているため、「作成した系譜に訂正・加筆し」と平易な表現を使用している。
- 委員長 了解した。
- 委員 追加の質疑・意見等を求める。
- 委員 会議資料として配付されている旧東方村中村家住宅の増改築の変遷の資料について説明願う。
- 事務局 資料の上半分は、旧東方村中村家住宅の展示解説図録に掲載している増改築の変遷を示す図であり、下半分はこの図を年代別に分解したものである。旧東方村中村家住宅の年代の異なる絵図をトレースし寸法を合わせ、現在の建物に残る2つの増改築の痕跡の位置を当てはめた図となっている。2つの痕跡のうち、煙り出しの痕跡は現在の建物でも確認することができる。柱の痕跡は、現在は天井板に隠れているが、天井板を剥がすと、柱が途中で切断され、当時は下まで繋がっていたであろうと思われる場所がある。資料の赤色の図は、この2つの痕跡を現在の建物に当てはめたものである。青色は元治元年の図で、現在の建物と基本的には変わらず、2つの痕跡は向かって右側の中村家の人々が私的に使っていた空間にある。元治元年の時点では、現在に通じる建物が存在していたこと、煙り出しと柱は機能が失われていたことが分かる。
- 黄色は文化12年頃の図で、煙り出しと柱の痕跡は機能していたと思われる位置にある。以上のことから、現在の建物に痕跡が残る煙り出しと柱は、少なくとも元治元年より前のものであり、絵図が残っていることから文化12年頃には機能していたと考えられる。
- 系譜記載の住宅の建築年代は、文化12年から更に40年遡る安永元年である。安永元年の絵図は残っていない。住宅を基礎から壊して建て直すことを頻繁に行うとは考えにくいため、住宅の建築は1800年代初め、系譜記載の安永元年の可能性もあることが系譜以外からも推測できるのではないかと思います、今回資料として提示した。
- 委員長 住宅を元あった場所から旧見田方遺跡公園内に移築した際は、赤色の図の状態だったのか。それとも青色の図の状態だったものが、移築により赤色の図の状態になったのか。
- 事務局 移築時には赤色の図にかなり近い状態であった。納戸の奥に中庭があり、図の中の「天井に柱の痕跡」、「煙り出し痕跡」の文字を囲むような位置に部屋があったが、当時の市教育委員会が文化12年

頃の図を把握していたと思われるため、その部分は後に増築されたものだと判断して取り払い、旧見田方遺跡公園内に移築したのだろう。

○委員長

事務局の説明に対して質疑・意見等を求める。

○委員

文化12年の図に式台付玄関は描かれているのか。

○事務局

黄色の図の下突き出している部分が式台付き玄関である。

○委員

安永元年の建物の絵図はないということによいか。

○事務局

見つかっていない。

○委員

安永元年の頃、18世紀後半には、式台付玄関がある百姓家はなかなか見られないと思う。商家や武家屋敷であれば別であるが、少なくとも現在残されている百姓家ではなかなか見られないのではないか。答申や指定調書に、系譜に安永元年建築の記述があり、それを現在の旧東方村中村家住宅の建築年代の根拠だと記載してしまうことで、文化12年の図と同じような式台付玄関のある建物が安永元年にもあったと誤解されてしまう。安永元年の図面が確認できない以上、「建築年代の根拠」と言い切るよりはもう少しぼやかした表現とした方がよいのではないか。例えば茨城県にある坂野家住宅は、

18世紀頃は式台付玄関のない直屋^{すこや}であり、後世になって式台付き玄関を作っている。名主の上の大庄屋の住宅であっても18世紀の段階では式台付き玄関はなかったということである。建築の専門知識はないが、他の資料などからも、安永元年の百姓家が、式台付き玄関があり、居住空間が奥まった位置にある複雑な造りの建物だったとは考えにくい。安永元年に居宅、蔵、厩などを建てたことは間違いないだろうが、文化12年の絵図よりも簡素な建物であった可能性もある。そのため、「建築年代の根拠」と断定する形ではない表現を検討した方がよいのではないか。

○委員

建築年代に疑義があるという話になると、付指定する意味がなくなる。系譜の指定調書を作成するにあたっては、旧東方村中村家住宅の建造物としての指定調書に、建築年代が安永元年と書かれていることを前提としている。

○事務局

旧東方村中村家住宅が市の指定文化財に指定された際は、今回同様、文化財調査委員会で協議いただき、市教育委員会会議の議決を経た上で、系譜を根拠に安永元年建築の建造物として文化財指定されている。指定後50年経過し社会情勢も変わる中、系譜が失われてしまった場合、指定文化財である建造物の建築年代の根拠資料が失われてしまうこととなる。そのため、建造物の価値を保障するために系譜の指定を提案した経緯がある。系譜の付指定にあたっては、旧東方村中村家住宅が安永元年建築の建造物として文化財指定されていることが前提にある。

○委員

50年前に建造物が指定された段階で、建築年代が建築史の観点から十分に検証されたとは思えない。建築年代が間違いであるならば訂正することも越谷市の仕事ではないか。

○委員

建設年代を建築史の観点から見直すとなると、旧東方村中村家住宅の指定自体を見直すことになる。それは、今回の系譜の付指定とは別で考える問題である。

○委員長

令和6年度から5件の指定文化財候補について協議を進めてきたが、これは令和5年度に事務局から提示された候補から絞り込んだ5件である。令和5年度の時点で、事務局から系譜を旧東方村中村

家住宅の建築年代の根拠である点を評価して指定したいとの説明を受けており、それを前提にここまで協議を進めてきた経緯がある。ここで建築年代を再検討するとなると、これまで積み上げてきた議論が振り出しに戻ってしまう。今後の課題として、住宅の建築年代を再検討することも必要であると思うが、今回の協議においては、住宅の建築年代は安永元年であることを前提としていただきたい。

○委 員 系譜の指定にあたっての考え方については了解した。しかし、要望として、今後、旧東方村中村家住宅の建築年代について、建築史の観点から専門家を入れて再検討していただきたい。

○委員長 委員の意見は大切なものであるが、答申に記載するのは難しいため、この会議の議事録に意見として記録していただきたい。

追加の質疑・意見等を求める。

○委 員 文言の部分で、先ほどの委員からの意見を踏まえ、「建築年代の根拠となっている」を「根拠とされている」に変えると、根拠そのものではないという少し和らいだニュアンスになるのではないか。

○委員長 「根拠とされている」に変えることについて、事務局としては問題ないか。

○事務局 問題ない。

○委員長 指定候補4『旧東方村中村家住宅（付 中村家系譜）』については以上でよろしいか。

○委 員 一同同意

○委員長 指定候補5『越谷隕石』について、資料の赤字部分が令和6年度第4回会議での意見を踏まえ変更した内容になるため、そこを中心に見ていただきたい。事務局から補足はあるか。

○事務局 特になし。

○委 員 所見の上から4行目、「地元では」とあるが、「中村家では」である。

○委員長 今のご指摘について、他の委員から何か意見はあるか。

○委 員 特になし。

○委員長 事務局はどうか。

○事務局 特になし。

○委員長 ではここは「中村家では」と訂正願う。

他に追加の質疑・意見等を求める。

○委 員 中村家には、隕石落下は明治35年3月15日の深夜2時ごろであったと伝わっている。落下日も記載した方がよいのではないか。2時という時間については、当時は時計がないため信ぴょう性がないが、言い伝えが残っていることは事実である。もう1点、地元の人たちは中村家を星の家（ほしのうち）と呼んでいたことが伝わっている。地元の人たちが隕石を星空の夜に落ちてきた謎の石と認識しているということである。これも重要な伝承であると思う。中村家の伝承だけでなく、地元の伝承も対にして記載するとよいのではないか。

○委員長 まず落下日についての事務局の考えは。

○事務局 指定調書では、東京朝日新聞の記事を根拠に日にちと時間帯を記載している。国際隕石学会の認定においてもこの新聞記事が根拠として使用されている。令和6年度第4回会議で、落下時間の表記「暁の頃」について意見をいただいたため、地元では深夜2時ごろと伝わっている旨を追加した。

- 委 員 新聞記事では3月8日暁の頃に落下したと記載されているため、一般の人はそのように認識していると思うが、中村家には3月15日と伝わっている。
- 委員長 落下日については、これまでの協議で新聞記事記載の日を日にちを記載することとなったため、ご理解いただきたい。星の家と言われていた等の地元の伝承についてはいかがか。
- 委 員 星の家というのは地元から見た貴重な伝承であり、隕石が真夜中に落下したことの裏付けにもなると思うので、記載すべきだと思う。
- また、落下時刻について、指定調書に新聞記事の「暁の頃」と中村家に伝わる「深夜2時ごろ」の両方が記載されていたら、読んだ人は新聞記事を信用し、「暁」を現代における夜明けの意味で読み取ってしまうと思う。
- 中村家の伝承については、落下日が伝承と新聞で異なることがわかるように、「明治35年3月15日深夜2時ごろ」と日にちまで正確に記載すべきである。
- 事務局 明治35年3月15日深夜2時頃というのは、いつどなたに確認した話なのか。
- 委 員 何年か前に私が隕石の所有者である中村勉氏から直接聞いている。
- 事務局 隕石が落ちたのを見た人はどなたか。
- 委 員 中村勉氏の親戚の方である。
- 委 員 中村家と地元の伝承を所見に追記すればよいのではないか。所見3行目からの「落下時刻については(中略)詳細な時刻は不明であるが」を削除し、所有者の話では隕石が3月15日の深夜2時頃に落下したと伝わっている旨を、その後に地元では中村家のことを星の家と呼んでいる旨を記載し、「発見された石は(以下略)」に繋げれば、新聞記事と伝承の齟齬を解消できるのではないか。
- 委員長 委員の意見のとおり伝承を追記する形でよろしいか。
- 事務局 深夜2時頃は根拠のある時間ではないため、指定調書(案)ではあえて「詳細な時刻は不明であるが」と記載している。そのため、「詳細な時刻は不明であるが」と記載した上で、伝承を追記してはいかがか。
- また、伝承として落下日も記載する場合、新聞記事と異なっていることについて補足が必要ではないか。落下日は新聞記事では3月8日で、伝承では3月15日であるが、国際隕石学会は新聞記事を根拠に8日を落下日としたため、指定調書でも8日とした、という説明が必要になる。この説明も追加することを認めていただいた上で、地元の伝承を将来に残していくために追記できればと思うがいかがか。
- 委 員 「暁の頃」はこのままでは現代における「夜明け」という意味で読み取られてしまう。令和6年度第4回会議においても意見が出たように、当時と今では「暁」の意味する時間帯が異なることがわかるように記載していただきたい。
- 事務局 そのことを踏まえ、当時の報道において「暁の頃」とされている旨を記載した上で、「深夜2時ごろ」という言い伝えがあることを追記している。
- 委 員 暁の頃は深夜2時という意味ではなく、夜明け前の暗い時間帯のことである。
- 委 員 「暁」という言葉は、今の人が知らないだけで、当時は夜明け前

の暗い時間を表していた。現代のように時計がなく細かくは区切れないため、太陽が出ていなければ全て同じ「暁」である。我々がそのことを理解し説明できればよく、指定調書の中で細かく説明する必要はないと思う。

○事務局

「深夜2時ごろ」と記載することで読む人に具体的な時間を印象付けてしまうことにはなるが、「暁の頃」の時間帯を証明するものとしてではなく、中村家に伝わっていることを記録する意図で指定調書に記載する。今後、指定調書以外の隕石に関する資料を作成する際に、あえて中村家の伝承を記載するかは別として、指定調書上は記載することが皆様の総意だと考えてよろしいか。

○委員

一同同意

○委員長

追加の質疑・意見等を求める。

○委員

保存方法の書き方について、「強いて言うと」や「なおよい」という表現は不適切かと思われるため、「これまで通りの保存で問題ないと思われるが、湿気を防ぐような密閉容器での保管が望まれる。」とするのはいかがか。

○委員長

他の委員はそれでよろしいか。

○委員

一同同意

○委員長

事務局に指定調書の修正を求める。追加の質疑・意見等を求める。

○委員

意見なし

○委員長

文言の訂正など何点か課題が残っているが、私たちの任期が7月31日までとなるため、今日が最後の会議となる。委員の皆様の意見を踏まえ、最終的な答申書の作成を委員長預かりという形でお任せていただいてよろしいか。

○委員

一同同意

○委員長

令和6年度から協議を進めてきた内容を答申としてまとめることができそうである。越谷市として新たに5件を文化財指定するという、我々としても非常に大きな仕事のできたのではないかなと思う。皆様のご協力に感謝する。

3 その他

○事務局

1点報告がある。越谷市では、令和8年度から計画期間が開始となる第5次越谷市総合振興計画後期基本計画及び第4期越谷市教育振興基本計画の策定に向けて、現在準備を進めているところである。第4期教育振興基本計画については、概ね7月ごろまでに委員の皆様にご意見を伺いたいと考えている。6月の中旬ごろから下旬ごろにかけて、ご意見を伺う文書を郵送予定であるため、ご協力をお願いしたい。

4 閉会